

◆さぬき市から転出される方へ

転出によって下記の通りお手続が必要となります。

詳しくは、さぬき市での担当課もしくは新住所地での担当課にお問い合わせください。

資格等	必要な手続	さぬき市での担当課
印鑑登録をされている方	転出（予定）日に資格が喪失しますので、印鑑登録証をお返しください。 新住所地で必要な場合は、あらためて印鑑登録の手続をしてください。	市民課 ☎ (087) 894-9218
国民年金に加入されている方	国外転出の方以外は、さぬき市での手続はありません。	国保・健康課 ☎ (0879) 26-9907
国民健康保険に加入されている方	転出（予定）日には資格が喪失しますので、資格確認書または資格情報のお知らせ等をお返しください。転出後も国民健康保険の場合は、あらためて新住所地の窓口で加入の手続きをしてください。	国保・健康課 ☎ (0879) 26-9907
後期高齢者(75歳以上)の方	後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ等をお返しください。 (県内外ともに)	国保・健康課 ☎ (0879) 26-9908
妊婦及び乳幼児の保護者	母子保健ガイドブックにある受診票及び予防接種予診票は使用できなくなるので、新住所地窓口へご相談ください。	国保・健康課 ☎ (0879) 26-9908
転出者の中に幼稚園・保育園児がいる方	支給認定証を窓口で返却してください。（今お持ちでない方は、御家庭で破棄をお願いします。） 【幼稚園】在籍している園で退園の手続を行い、在園証明書をもらってください。 【保育所】保育所で退所の手続をしてください。(期間満了児を除く)	幼保こども園課 ☎ (0879) 26-9906
幼稚園・保育園児の保護者 (保護者のみが転出する場合)	在籍している幼稚園・保育所で申請する書類がありますので、保護者が転出することを在籍している施設へ申し出てください。	幼保こども園課 ☎ (0879) 26-9906
小・中学生がいる方	【児童・生徒本人が転出する場合】 在籍している学校から「在学証明書」等を受け取り、転入する学校に持参してください。 【保護者のみが転出する場合】 保護者変更または保護者の住所変更の手続をしてください。	学校教育課 ☎ (0879) 26-9972
児童手当を受けられている方	①消滅届をしてください。 ②転出予定日から必ず15日以内に新住所地で認定請求の申請をしてください。 ◆保護者のマイナンバーが確認できるもの（個人番号カードなど） ◆振込先の通帳	子育て支援課 ☎ (0879) 26-9905
子ども医療の受給資格証をお持ちの方	①医療費受給資格証をお返しください。 ②お子様の健康保険の資格情報がわかるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ等）と印鑑を持って、新住所地で申請手続をしてください。 ※振込先の通帳や所得課税証明書が必要な場合があります。	子育て支援課 ☎ (0879) 26-9905
児童扶養手当を受けられている方	児童扶養手当の転出届もしくは喪失届をしてください。 ※転出届の場合は、新住所地で児童扶養手当の転入届をしてください。	子育て支援課 ☎ (0879) 26-9905
ひとり親家庭等医療の受給資格証をお持ちの方	受給資格証を返却し、喪失届をしてください。 ※新住所地で戸籍謄本が必要な場合があります。	子育て支援課 ☎ (0879) 26-9905

資格等	必要な手続	さぬき市での担当課
介護保険被保険者の方 (65歳以上の方または 40歳以上で該当する方)	<p>以下の手続を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資格異動手続 ◆介護保険被保険者証等の返却 ◆還付手続 ◆介護保険受給資格証明書の交付（認定済、申請中の方） 	長寿介護課 ☎ (0879) 26-9904
身体障害者手帳 をお持ちの方	<p>新住所地で住所変更手続をしてください。 ◆身体障害者手帳</p>	
重度心身障害者医療の 受給資格者証をお持ちの方	<p>医療受給資格者証をお返しください。 ※新住所地で所得課税証明書が必要な場合があります。</p>	
療育手帳をお持ちの方	<p>【新住所地が県内の場合】 新住所地で住所変更手続をしてください。 ◆療育手帳</p>	<p>【新住所地が県外の場合】 新住所地で住所変更手続をしてください。 ◆療育手帳 ◆写真など</p>
特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当 を受けられている方	<p>【新住所地が県内の場合】 新住所地で手続をしてください。</p>	<p>【新住所地が県外の場合】 さぬき市に変更届を提出し（特児）、新住所地でも変更届を提出してください。 ◆手当証書（特児）</p>
精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方	<p>【新住所地が県内の場合】 新住所地で住所変更手続をしてください。 ◆精神障害者保健福祉手帳</p>	<p>【新住所地が県外の場合】 新住所地で住所変更手続をしてください。 ◆精神障害者保健福祉手帳 ◆写真（縦4cm×横3cm）</p>
自立支援医療受給者証 をお持ちの方	<p>【新住所地が県内の場合】 新住所地で住所変更手続をしてください。 ◆自立支援医療受給者証 ※所得課税証明書が必要な場合があります。</p>	<p>【新住所地が県外の場合】 新住所地で認定申請手続をしてください。 ※手続に必要なものについては、新住所地にお問い合わせください。所得課税証明書が必要な場合があります。</p>
さぬき市内の 土地・家屋を所有 している方	<ul style="list-style-type: none"> ・住所を変更する度に、「納稅義務者住所変更届」の提出をお願いします。 ・納稅通知書の送付先住所を設定されている方につきましては、「納稅通知書送付先変更届」の提出をお願いします。 	
税関係で口座振替 をしている方	<p>廃止・変更等が必要な方は手続をしてください。 口座振替を希望の方は、手続きが必要な場合があります。</p>	税務課 ☎ (087) 894-9210
125cc以下のバイク をお持ちの方	<p>標識（ナンバープレート）・車体番号確認書類を持って、住所変更手続をしてください。 ※新住所地でもできます。</p>	
水道料を納めている方	<p>閉・休栓手続をしてください。閉・休栓までの水道料金を後日請求させていただきます。 新住所地での開栓手続をしてください。</p>	香川県広域水道 企業団 東讃ブロック 統括センター ☎ (0879) 23-7071